

第3回 堺市文化芸術振興条例懇話会 議事録(要旨)

1. 日時

平成 26 年 8 月 15 日 (金) 9:30～11:30

2. 場所

堺市役所高層館 20 階 第 1 特別会議室

3. 出席者 (50 音順・敬称略)

赤穂正秀 (一般社団法人大阪交響楽団事務局長)
岡村筍 (オカムラデザインプロ代表者)
亀岡典子 (産経新聞大阪本社編集局文化部)
越田英喜 (株式会社コシダアート代表取締役)
小灘一紀 (堺美術協会会長)
坂口茉里 (堺シティオペラ一般社団法人専務理事)
芝本安雄 (公募市民)
砂田和道 (相愛大学音楽学部准教授)
巽照子 (公募市民)
田端芝蘭 (堺市文化団体連絡協議会会長)
中川幾郎 (帝塚山大学法学部名誉教授)
野間康子 (野間バレエ団団長)
原久子 (大阪電気通信大学総合情報学部教授)
松本京子 (有限会社おふいすべガ取締役)

4. 議事録要旨

●議題 (仮称) 自由・自治都市堺文化芸術振興条例(素案) について

◎中川座長

それでは、議事を進行いたします。

本日の議題の「(仮称) 自由・自治都市堺文化芸術振興条例(素案)」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局から資料1、資料2に基づき説明)

◎中川座長

それでは各委員からご意見をいただきたいと思います。

○小灘委員

私は美術をやっています。その中で一番感じるのは、堺は古い歴史を持っていますが、それは神話の中から始まっていると思います。仁徳天皇陵は堺の人々が守り続けてきたもので、宗教心がそれを守ってきたと思います。崇高なものがあつてはじめて、優れた芸術が生まれることとなります。千利休が生まれたことによって、日本人の精神性が向上しました。高貴な精神が堺にはあります。

堺が中世の自治都市として発展したのは、古代から受け継がれる精神があるからです。その根源を知らなければ、芸術は創造できません。芸術の中に宗教性があります。宗教性は科学の発達によって失われてきました。芸術には高貴なものを求める精神が潜んでいます。

古墳群を前文でもう少し高尚な言葉で記載すれば、堺がもっと素晴らしい文化都市のイメージを持たれることになるのではないのでしょうか。

○越田委員

前文で「自由・自治都市」と「町衆文化」が記載されていることが大変良いと思います。また、文化芸術と産業との連携について規定している第16条も良いと思います。文化資本という言葉が入れば、より具体的になると思います。

財政上の措置ですが、文化芸術と産業が連携することとしているので、例えば、公共工事の何%かを文化芸術に投資するというような具体的な規定があればいいと思います。

○亀岡委員

前文で、古代・中世についての記載から現代の記載になっており、時代が飛んでいます。堺には町衆文化を背景とした近現代の文学などにも大きな功績を残しているもので、そこも記載すればいいのではないかと思います。

また、「古くから堺市民に継承されてきた精神を受け継ぐとともに、世界に発信す

る」とありますが、世界に発信する前にまず、日本全国に発信するとした方がいいのではないのでしょうか。

○岡村委員

越田委員とほぼ同意見です。堺にはキリスト教が伝わってきた歴史があります。心の部分を記載する必要があります。

人を顕彰する必要があると思います。

○赤穂委員

前文の8割くらいが過去の歴史について書かれているので、これから先を見据えた内容をもう少し記載するべきではないかと思います。これから何を発信していくのかがあまり伝わりません。

○松本委員

未来を担う子供たちを対象とした施策をどのように実施していくのかということが第8条から第17条に記載されています。子どもが理解できるバージョンの条例を作成してもいいと思います。例えば、堺市内の小学校や中学校で子どもが文化芸術に触れるときに、堺市としてはこのように文化芸術を振興していくのだということが伝わるようなものが作成できればいいと思います。

○原委員

「自由・自治都市」という言葉が入っているのは評価できますが、この言葉が堺市においてどれほど一般的に浸透しているのかが分かりません。

また、産業という視点が加わりましたが、メディアアート等に関係する科学技術がどれくらい含まれてくるのかということがわからないので、この部分も補足があった方がいいと思います。

それから、国際交流について触れられていないので、追記してほしいと思います。

○野間委員

石器時代から堺の文化が始まっているということを子どもが読んでもわかりやすいようにしていただきたいと思います。

「文化芸術」という表現で統一されていますが、「芸術文化」と表現したほうがいいと思います。

基本理念で「芸術を創造することは、市民の生まれながらの権利」とありますが、意味を理解するのが困難だと思います。もう少し表現を変えてみてはどうでしょうか。

○田端委員

子どもにも理解できる文章は大変長くなってしまおうと思うので、子どもが読めるような小さな冊子を作って、各学校に配布すればいいのではないのでしょうか。

国際交流の話が出ましたが、他都市との交流だけではなく、海外への発信を促進す

るような条文にしてほしいと思います。

○巽委員

全ての人が文化的な環境で育つ、生きるということが大切だと思います。文化的な環境で育つことで、人間性や創造性が生まれ、色々な形で人と人の繋がりができることとなります。そのことが平和に寄与することとなります。これからの文化芸術について考えると、前文にこれらのことに対しての規律を入れていくことが必要だと思います。

私は長い間堺市に住んでいますが、町衆文化を十分に継承できていないと思います。自由な文化芸術活動が必要になると思います。

一部の人たちは経済的な理由から、文化芸術に触れられないことがあります。誰もが堺に生まれて自由な発想で文化芸術に触れることができ、また、市民の意見が施策に反映されるような基本理念にしてほしいと思います。

○芝本委員

定義という項目を追加することで、具体性が出てきたので、よかったですと思います。前文に堺市が抱えている一般的な課題を入れてもいいのではないのでしょうか。

第21条ですが、条文は「推進計画」となっていますが、表題が「基本計画」となっているので、修正したほうがいいと思います。

○坂口委員

前文には堺が持つ歴史的背景やこれから文化芸術をどのように振興していくかということに記載するべきだと思います。

これだけの長い歴史を持っている堺市ですから、堺の文化を次世代へ継承していかなければならないと思います。市民の方がどれぐらい継承していく意識があるのかを考えたとき、小学校に通っている頃に市民憲章を読んだことを思い出しました。子どもにも理解できるような冊子を作って、堺市民であることに誇りを持ってもらいたいと思います。

過去を大切にしながら、世界に向けて発信していくということはとても大切な事だと思います。

○砂田座長代理

前文は非常に簡潔に記載されていて、他の自治体の前文とくらべても非常にわかりやすいと感じています。ただし、中世以前からの精神が受け継がれてきているということに記載する必要があります。条例を制定するにあたって、文化芸術に関わっていきながら市民生活がどのように磨かれていくか、そして、市がどう発展していくかということを考える必要があるので、堺市の精神面に関する記載が必要だと思います。

また、過去のごことは記載されていますが、今後どのようなビジョンを持つかということが分かりづらくなっています。今後どのようなまちを目指すのかということが含まれている必要があると思います。

基本理念で「市民が文化芸術を鑑賞」とあり、次に「参加」「創造」となっていますが、「創造」を先に記載した方が文化芸術を創造性豊かにとらえることができると思います。

◎中川座長

これまでのご意見をまとめてみます。

まず、子どもが理解できる条例に関する冊子等を作成してほしいという意見が出ています。作成することは可能ですか。

●事務局

子どもに関する施策を挙げていますので、作成できるか考えてみたいと思います。

◎中川座長

自治基本条例を制定している自治体では小学校で朗読会を実施し、自分たちのまちがどのようなまちづくりをしていくかを理解させる取組をしていることがあります。今回の条例では文化施設に条例のパネルを掲示するような取組が考えられます。

次に、前文で百舌鳥古墳群だけでは少し弱いので、仁徳天皇陵を入れた方がいいのではないかというご意見がありました。

次に、町衆文化は堺の気質として受け継がれているということをもう少し付け加えるというご意見がありました。「町衆文化は近現代に至る堺市民の気質として今に受け継がれている」としてはいかがでしょうか。

次に、「日本全国をはじめ、世界に発信する」とするべきではないかというご意見をいただきました。

次に、市民の基本的な人権についてもっと特色を出すために、「市民の誰もが文化的な環境に生きることができることを決意し…」としてはどうかという提案があったかと思います。検討してみたいと思います。

次に、「生まれながらの権利」は理解するのが困難というご意見でしたが、これは国の法律に由来する表現です。

次に、前文の中に堺が現在抱えている課題や堺の現状分析を入れてはどうかというご意見をいただきました。これも検討してみたいと思います。

次に、宗教性ですが、公共政策では宗教を扱うことはできません。これはあえて避けています。ただ精神性については迫ることができるので、そこをどう処理すべきかを検討してみたいと思います。

次に、人を顕彰することが大事だというご意見ですが、第12条に「文化芸術を支える人づくり」というのがあります。この条文に対応した施策を基本計画などで具体化されると思うのですが、若手の育成もしくは顕彰を実施するべきだと思います。

次に、国際交流や都市間交流の視点について重要なご指摘をいただきました。これは条文を起こしてもいいと思います。

それから、一点だけみなさんにお諮りしたいことがあります。「文化芸術」という言葉は、国が文化芸術振興基本法を制定したことで定着し始めた新しい用語です。

元々は文化基本法と芸術振興法を制定する予定だったものを一緒にしたという経緯があり、「文化芸術振興基本法」という名称になりました。「芸術文化」というのが本当の言葉ではないかという議論があります。

○異委員

なぜ「芸術文化」にした方がいいという意見があるのでしょうか。

◎中川座長

文化という概念は非常に広がっています。「宗教文化」「学術文化」「産業文化」など様々な言葉があります。その中で「芸術文化」とすることで焦点化することができます。「文化芸術」とすると、「生活文化」も含むのではないかと考えられることになります。単に「文化」としている自治体もあります。

以上のことを議論するために、事務局は考えを示してください。

●事務局

本市では国に倣って、計画等で「文化芸術」の言葉を使用している経緯があります。他の条例や計画との整合性を考えると、最終的に「文化芸術」という表現になる可能性があるので、その点を踏まえた上でご意見をいただきたいと考えています。

◎中川座長

市では議会对応を考える必要があるということだと思います。

○異委員

大阪府や岸和田市では「文化振興条例」という名称で、「芸術」という言葉が抜けています。

◎中川座長

あえて「芸術」という言葉を抜いていると思います。そうすることで、生活文化など幅広い分野が対象となります。各自治体の基本姿勢で名称や範囲を決定すべきだと考えています。

○小灘委員

「芸術文化」という表現でいいと思います。「文化」とすると、立ち振舞いなどの生活様式まで含まれることになってしまいます。

○砂田座長代理

ひとつ確認したいのですが、大道芸は伝統芸能に含まれるのでしょうか。含まれる場合、「その他の我が国の古来の伝統的な芸能」になってしまいますので、西洋の大道芸は対象外になってしまいます。大道芸は最近、まちづくりの中でかなり活用されてきています。

落語、漫才などどこまでの芸能を含むのかという問題もあります。

○越田委員

前文にあります「町衆文化」は堺が目指すべき姿ともリンクするので、基本理念で説明すべきだと思います。

定義で記載されている項目はどこの条例でもあることで、新規性はありません。「自由・自治」という定義を堺としては入れるべきではないでしょうか。そうすることで、未来が見えてくるような気がします。

芸能の幅ですが、エンターテインメント系の芸能は若者の文化と言い切っても良いでしょう。

◎中川座長

少し整理したいと思います。

第3条の1号の文化芸術ですが、間違いがあるのではないのでしょうか。「音楽」の次に「芸術」が入っていますが、これは「美術」ではないのでしょうか。それから、「落語・講談」も国の定義では入っていたはずだと思います。確認をお願いします。

●事務局

1回目の議論のおさらいをさせていただきますと、基本的には文化芸術振興基本法に基づいて整理しています。

伝統芸能という話がありましたが、その例示として挙げられているのが、雅楽・能楽・文楽・歌舞伎という明らかに我が国古来からの伝統的な芸となっています。それと別に芸能という言葉があって、その中に講談・浪曲・漫才・歌唱というのがあります。

また、大道芸という具体例が挙がっていましたが、大道芸にもいろんな種類があります。大道芸の一部はその中に入らないのでしょうか。路上で舞踊的なパフォーマンスをしていれば、それは舞踊となると考えられます。ストリートミュージシャンは音楽であるというように、大道芸という単語で括るのは困難だと思います。

◎中川座長

大道芸というジャンルを入れるのが難しいということですね。

確認したいのですが、定義の中に落語・講談・浪曲・漫才は入っているのですね。

●事務局

本来入れるべきですので、入れるようにします。

◎中川座長

大道芸ですが、大道演劇や大道音楽など様々な種類があるので、各分野に含まれると理解したらどうでしょうか。大道芸を排除するものではありません。サブカルチャーやハイカルチャーも区別しません。その区別をすること自体、意味がないと思いま

す。

●事務局

今後、条例中の定義を頻繁に変更する考えはありませんので、サブカルチャーなどの主な分野ではないものは記載していません。

◎中川座長

ハイカルチャー、サブカルチャー全てを大きく括って、「演劇」や「美術」のように分野だけを記載しているので、条例中にはサブカルチャーなどの言葉は出てきていません。

まだ議論が残っているのは精神性についてです。現代芸術は宗教から独立することによって発展しました。宗教が土台になっていることは間違いありません。文学というのはお経だったわけですし、美術は宗教画でしたし、演劇というのは宗教演劇でした。ただ、それが近代市民社会が成立するに伴って、芸術も自立していきました。その経過を無視して芸術が自立できるはずがありません。しかし、その精神性をどのように記載するのは非常に難しい。

○小灘委員

高貴性が感じられる記載であれば、それでいいと思います。

●事務局

ご指摘があったように、崇高なものや高貴なものを求める精神が感じられる言葉があった方がいいとのことですので、前文中に入れられないか検討してみます。

○田端委員

書道・華道は生活文化ではなく、美術の範囲に入ると思います。

◎中川座長

茶道・華道・書道を「生活文化」というのは冒涇だと思います。「生活芸術」というべきだと思います。「芸術的要素を含むものをいう」とカテゴライズしてあるので「生活文化のうち」というのは余分かも知れません。この言葉は外してもいいと思います。

○野間委員

定義で「舞踏」とありますが、これは舞踊の一つの分野でしかないので、「舞踊」としてほしい。

◎中川座長

第1号では音楽・美術・写真・演劇・舞踊・文学・映画等のメディア芸術、芸能、伝統芸能とするべきです。

また、「及び生活文化」の一部を削って「及び茶道・華道・書道等の芸術的要素を含むものをいう」に変更してください。

もう1点残っている論点がありまして、自治・自由都市の説明がほしいということですが、基本理念のところでは定義するのは非常に困難であるというのが私の見解です。条例を運用する中で示すべき価値観ですので、これは逐条解説で説明する必要があるのではないのでしょうか。

前文については、いただいたご意見を踏まえて、事務局から再度お示してください。第1条、第2条、第3条については、今確認した内容で微調整を加えてください。

それでは第18条の審議会、第19条の審議会組織、第20条の委員の任期、第21条の推進計画、第22条の財政上の措置についてのご意見をいただきたいと思えます。

○芝本委員

財政上の措置ですが、この表現では弱い感じがします。条例では強く主張してみてもどうかと思います。財政当局と予算折衝する根拠になるのではないかと思います。

◎中川座長

法律の規定上、「～しなければならない」という義務規定と「～に努めるものとする」という努力規定があります。この表現は中間で、努力義務規定となります。「努めなければならない」のですが、結果に責任を負うことはありません。

義務規定にすべきではないかというご意見ですが、事務局としてはどうお考えですか。

●事務局

今回の懇話会の趣旨から言いますと、自由にご意見をいただきたいと思えます。ただ、庁内調整の中で表現を変更する可能性があります。それはご了承をいただきたいと思えます。

◎中川座長

意識を共有していただくために、これらの条文の意味を説明させていただきます。

審議会というのは第三者機関であります。市長の諮問機関です。この審議会が推進計画を策定するにあたっての重要な審議機関となります。推進計画に基づいて、市は文化芸術の振興に関する施策を実施していきます。条例に基づいた審議会が推進計画の策定に関して意見を述べます。また、変更することに関しても意見を述べます。さらに、施策の進捗状況についても意見を述べ、評価機関にもなります。

推進計画は文化芸術の振興に関する目標、施策を設定します。また、具体的な施策を明らかにします。その計画策定については当然、文化芸術審議会の意見を聞かなければなりませんし、市民参画を図らなければなりません。

なお、非常に専門性の高い事項を審議するために専門部会を置くこともできます。それでは引き続きご意見をお願いいたします。

○巽委員

大事なものは財政上の措置だと思います。

市内の小中学校、幼稚園、保育所の子どもに文化芸術に触れる機会を与えるという施策を計画的に実施していくことや市内にある文化施設を計画的に充実していくためには財政上の措置が必要となってきます。財政上の措置について「努めなければならぬ」では施策が計画的に実施できなくなるのではないのでしょうか。

○田端委員

私も財政上の措置が重要だと思います。

◎中川座長

条例を制定するにあたって、規則を定める必要があると思いますが、審議会に関する項目以外に設けなければならない項目は考えられますか。

●事務局

基本計画に関しては規定することはないと思いますので、審議会に関する項目だけで構わないと思います。

○野間委員

「措置を講じるよう」というところを「実現するよう」というように意欲的な言葉にしてほしい。

○原委員

第19条の第2号で「推進計画の目標の達成度、効果等についての検証及び評価に関すること」とありますが、審議会がどこまでの決定力を持つのか、特に評価をどのように実施するかを議論すべきだと思います。

○松本委員

評価をどのような手法でなされるのかが気になります。数値だけで測定されることについて不安があります。

◎中川座長

ある目的のために施策を実施するわけですから、達成度というのは当然でできます。ここでは優劣は関係ありません。ここでいう効果というのは例えば、小学校3年までの子どもが年に一度は文化ホールでオーケストラを鑑賞するという目標を立てた場合、各年度でどれだけの割合で達成したかということになります。つまり、優劣を判断するのではなく、目標数値を達成したかどうかを評価する機関だということです。

先進的な自治体では現場を見ながら、各施策の効果があるかどうかの評価を行っています。

○赤穂委員

この条例の中でアーツカウンシルに言及することは必要ないのでしょうか。

◎中川座長

そこまで堺の世論が盛り上がっているならともかく、懇話会でそこまで言及することはできないと思います。

○赤穂委員

今の日本の世の中の流れとして、アーツカウンシルを立ち上げる傾向にあるので、先取りするべきかという疑問を抱いています。

◎中川座長

第19条の第3項で「部会を置くことができる」としており、将来的には大阪府市と同様にアーツカウンシルを立ち上げることはできます。今はそこまで議論はしていません。

●事務局

将来的には議論するべき話だと理解しています。ただ、今回の条例の中ではアーツカウンシルに言及するのは困難だと思います。次年度以降の審議会などで議論すればいいのではないのでしょうか。

また、評価の件ですが、審議会で推進計画を策定することになるので、審議会で評価できるようにしておくべきだと考えています。

○岡村委員

財政上の措置が重要であると思います。

○亀岡委員

審議会が施策を検証及び評価した後、どのように施策に反映されるかという疑問があります。

また、第21条の第3項にある、「審議会の意見を聞くとともに、市民の意見を反映させるための必要な処置を講じなければならない」とありますが、「必要な処置」がどのような処置なのかがわかりません。

○越田委員

数値だけで評価をすることはできないので、どのような評価項目を入れるかが課題になると思います。

財政上の措置ですが、「積極的に」というような言葉を入れてほしいと思います。

○小灘委員

前文で「文化創造のまち堺をめざすことを決意して」とありますので、財政上の措置を重視しながら、自由・自治都市ということで市民が話し合う機会を設ける必要があると思います。これまでは経済が重視され、その間に文化芸術が切り捨てられてしまいました。堺はこの機会に文化芸術を見直すべきだと思います。

○坂口委員

事務局の説明を受けて、審議会が評価するべきだと思います。

また、財政上の措置は「積極的に」という言葉が的確ではないかと思います。

◎中川座長

「積極的に」という言葉には実行性はありません。また、他の自治体の条例でも「積極的に」という言葉は使っていません。市民の方が応援してくれることが一番重要です。

○小灘委員

事業者の役割とはどのようなものでしょうか。

◎中川座長

企業が文化芸術の振興に関する施策のスポンサーになることが考えられます。スポンサーの数を目標指標にすることもあります。

○越田委員

行政だけで施策を実施するのは限界があると思います。支援を引き出せるような条例になればいいのではないのでしょうか。

◎中川座長

市民意見の反映に関する処置について疑問をいただきましたが、条例が施行される前にパブリックコメントを実施することや推進計画を策定する際に当事者団体や一般市民などの市民参画を図ることが市民の意見を反映させる処置になると思います。

○砂田座長代理

財政に関して、市に依存するだけでいいのだろうかという疑問があります。今後、人口は減っていくので、財源は縮小していく現実があります。第5条と第6条に「市民や事業者も貢献するよう努めなければならない」と記載されています。財政が縮小していく中で、どのように市民や事業者に財政的な支援をしてもらうかという課題があると思います。堺は自治都市として発展してきたという流れを考えたときに、オール堺で文化芸術によって市を盛り上げていく必要性があると思います。マッチンググラントを将来的に検討する必要もあると思います。財政上の措置に市以外の市民・事業者も関わっていくべきだということを明記した方がいいのではないのでしょうか。

●事務局

事業者の役割には「文化芸術活動を支援する」としてはありますが、市民にはその規定をしていません。財政上の措置の項目で記載すべきなのは検討したいと思います。

◎中川座長

推進計画の中にどのくらい具体的に資金獲得について記載していくかということだと思います。マッチンググラントはひとつのアイデアになると思います。自らが獲得してきた寄付金とほぼ同額の助成金を出すというやり方です。

また、基金をつくる必要があるかを検討する必要があります。ふるさと納税というのが盛んですが、市の文化振興基金に積むという指定寄付をすることも可能です。そういう制度も計画の中で具体化していくのではないのでしょうか。

市は既に計画を策定していますが、この条例ができれば、条例の項目に対応した形で再構築する必要があると思います。

●事務局

現在の第2次堺市文化芸術推進プランを改訂することが審議会の役割になると思います。

◎中川座長

推進計画を検証及び評価した結果、どのように施策に反映されるかというご質問がありました。この質問に対する回答は事務局でお願いいたします。

●事務局

現状のプランには評価項目は入っていません。審議会を中心に評価項目、達成度の指標などを議論して、評価項目を検討し、パブリックコメントを実施しながら、評価項目を確定していきたいと考えています。施策への反映手法について、現段階では具体的な考えはありません。

◎中川座長

推進計画の評価に関して、他の自治体で委員を務めています。新年度予算に反映するために、決算認定されていなくても、決算見込みの段階で昨年度の実績を大体出していただいてチェックをかけます。その上で、翌年度の予算に何を要求すべきかという意見を申し伝えます。それを受けて、担当課が予算編成の参考とします。

突然発生した課題について意見を述べる場合もあります。当該年度の途中結果であっても意見が欲しいということもありますので、最低年2回は開催されることになります。それ以外にも重要事項に関する審議等も行います。

審議会においてまとめられた意見は予算等に反映されることになります。施策修正が行われることもあります。

評価指標について疑問をお持ちの委員が多いようですが、定量評価が実施できるものは全部実施していくことが大事です。例えば、視覚障害者のための音楽鑑賞事業を

実施したとすると、市内の視覚障害者の総母数を出します。その母数に対してどれだけの方が来て下さったかというのがアウトプットになるわけです。その比率をだんだん上げていくことがアウトカムに繋がってきます。

それから来場者の満足度というのを調査することがあります。しかし、満足度は施設に対する満足度など様々な視点の満足度が考えられるので、単に満足度を指標とするのは間違っていると感じています。中長期的に測定する必要があると思います。

以上で、前文・目的・基本理念・定義と審議会・推進計画・財政上の措置に関してのご意見をいただきました。本日の議題に係らず、何かご意見がおありの方はご発言ください。

○異委員

今回の懇話会には委員として専門家の方が来てくださっています。審議会にはそれに加えて文化芸術に関する職員、例えば学芸員や司書を委員に入れてほしい。

●事務局

審議会は市長の諮問に応じて開催するものですので、職員が委員として参加することは考えていません。委員ではなく、参考人といった違う立場で入ることは可能だと考えています。委員として呼ぶならば、他の自治体もしくは国の学芸員を呼ぶことになります。市の職員は委員にはなれません。

◎中川座長

審議会から文化施設関係の職員に陪席してほしいと要望すればいいと思います。

今のご意見は社会教育関係の施設も非常に重要な文化施設であるという認識のもとのご意見だと思います。文化ホールだけではなく、図書館、公民館、博物館、美術館の職員も一緒に計画の実現に向かって協力していくべきというご意見だと思います。

それでは、砂田座長代理から総括的なご意見ををお願いします。

○砂田座長代理

今回の検討課題の第8条から第17条ですが、各条文の主語が「市」が多くなっています。条文によっては市のみではなく、「市とともに市民は」というような表現をした方が市民も主体的に参画していくような状況を創出できるのではないかと感じます。そのような視点でみなさんに考えて頂けたらと感じています。

●事務局

今回の懇話会ではこれまでいただいたご意見をもう一度整理した上で、最終版をお示しして、全体でご意見をいただく形で考えています。

◎中川座長

それでは、次回は今回議論したことの再確認と施策の条文を中心に見ていきます。

本日の懇話会はこれで終了します。ありがとうございました。

●次回の開催予定について

●事務局

次回の懇話会は9月26日の午前9時30分から開催いたします。場所は本館地下1階の多目的室です。詳細につきましては後日、案内文を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。